

公益財団法人全日本柔道連盟 特定資産取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟（以下「本財団」という）の特定資産取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において特定資産とは本財団の会計処理内規第26条（2）の特定資産をいう。

(特定資産の保有に係る承認手続き)

第3条 本財団が前条の特定資産を保有しようとするときは、会長は特定資産の名称、積立額、その算定根拠を理事会に提案し承認を得なければならない。

(特定資産の管理・取崩し等)

第4条 前条の特定資産は、貸借対照表および財産目録に計上し、他の資産と明確に区分して管理する。

2. 前項の資産は、その目的である支出に充てる場合を除くほか、取崩すことはできない。
3. 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合、会長は取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、承認を得なければならない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付則

1. この規程は、公益財団法人全日本柔道連盟の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
2. この規程は、平成27年9月14日から改正して施行する。